

特別養護老人ホーム・介護老人福祉施設
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

「わたしの家 府中」

〔ショートステイ〕

ご利用のしおり



見学ご希望の際は、ご連絡ください。

〔日曜・元旦の施設送迎はありません。ご家族様送迎での入退居はできます。〕



社会福祉法人 太陽会

目次

短期入所生活介護(ショートステイ)を

ご利用いただく皆さまへのお便り……………1

施設の概要……………2

定員・居室の間取り

設備

平面図 1階・2階・屋上

ご利用までのながれ……………5

お申し込み方法

受付から契約まで

事前準備……………6

衣類・靴

関係書類・薬・医療情報提供書

テレビ・家具・寝具・等

ご利用中の暮らし……………7

食事・入浴・洗濯・飲酒・喫煙

金銭管理・健康管理

〔ホームでの暮らしにおける危険についてご理解ください〕

……………8

入居者の権利擁護指針……………9

「わたしの家 府中」 連絡先・交通案内・裏表紙

「わたしの家 府中」

—短期入所生活介護(ショートステイ)をご利用いただく皆さまへのお便り—

施設名を「わたしの家 府中」とさせていただきましたのは、ご利用いただくお一人おひとりにとって、「わたしの家」をまさに“自分の家”と思っただきたいからです。

さまざまなご事情によって2日から10日ほどを「わたしの家 府中」でお過ごしいただくこととなりますが、皆さんが住まわれている「府中」という大きな家の1室を一時的に活用するとお考えください。ご家族がいつでも立ち寄ることのできる家です。

ご利用いただきますのは2階の東側。お部屋は全室南面の10畳程の個室です。各部屋の中にトイレと洗面所があります。それが8室で1つの“まとまり”(ユニット)になっています。その“ユニット”に玄関があり、居間兼食堂があり、お風呂があります。

2階全体を「こもればの郷」と呼んでおりますが、皆さんにご利用いただく“ユニット”は「わたしの家府中 こもればの郷1丁目」となります。

基本的にはこの「こもればの郷1丁目」の中でお過ごしいただくこととなりますが、1階のリハビリ室や地域交流ホールにお出かけいただくこともできます。どなたかの付き添いがある、安全な状態なら外出もご自由です。

「わたしの家」では、ご利用されるお一人おひとりにご自分のお好きな時間の過ごし方をさせていただきたいと考えています。共同生活室でテレビを見るもよし、お好きな歌を唄うもよし、外の景色を眺めながらゆっくりコーヒーを飲むもよし。もちろん居室でお昼寝の時間もご自由です。何をしたいか、どのように過ごされるのがお好きか、ぜひ職員に教えてください。そのお手伝いをさせていただきます。

ご利用の皆さまのなかには、ご自分で決定されることが難しい皆さまもおられるかと思えます。そのような場合は、ご家族の皆様がたくさん相談させていただきます。一生懸命努めさせていただきますが、至らないところはどうぞ指摘ください。

ご利用されるお一人おひとりの、貴重な人生のひと時にかかわらせていただくことを喜びとして、皆さまのご利用を心よりお待ちしております。

社会福祉法人 太陽会
特別養護老人ホーム
「わたしの家 府中」
施設長 遠藤 紀子

施設の概要 (ショートステイ)

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

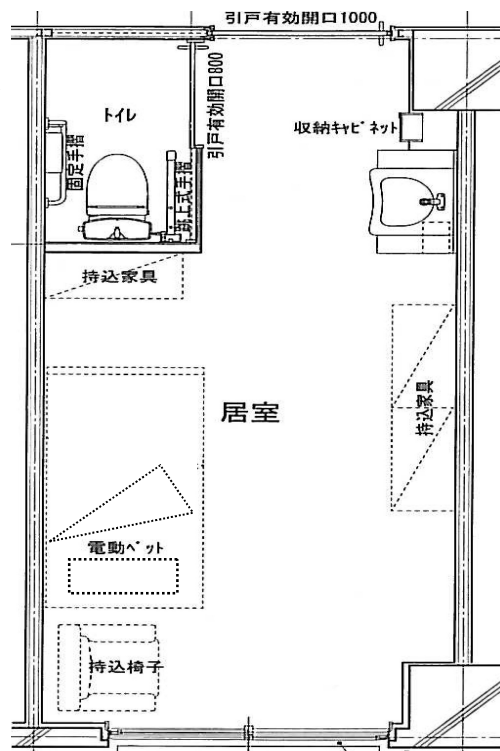
「こもれびの郷 1 丁目」 2階東側

〈全室 個室 南面〉

定員 8人

〔居室面積 17.08 m²＝約 10 畳〕

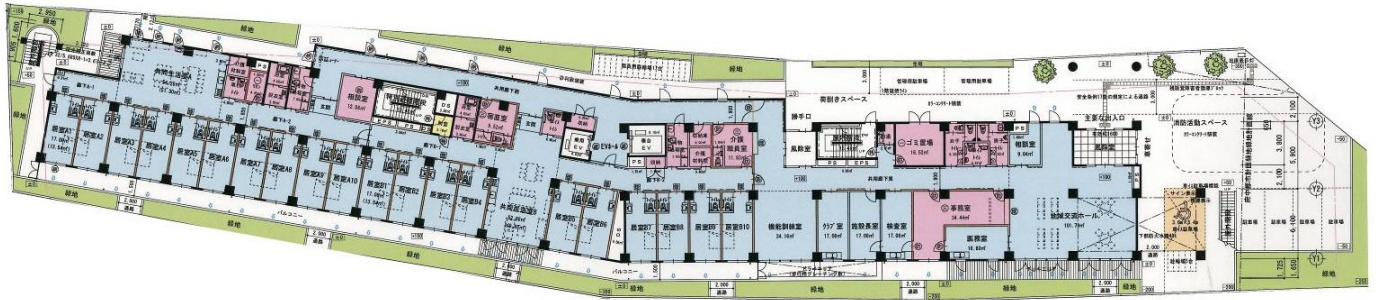
※衣類収納用のタンス(3 段)は
設置されています。



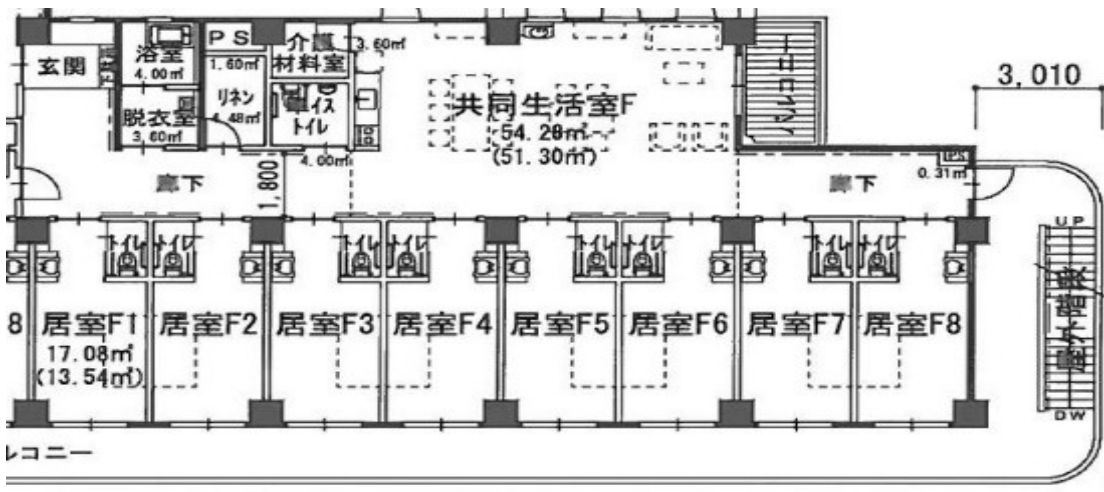
設備

- ・ 1階東側がホームの玄関になります。玄関でうち履きに履き替えていただきますが、リハビリシューズ等の特別な靴を履かれている方は、そのままお入りください。入ってすぐに相談室、事務室がありますので、声をおかけください。
- ・ エレベーターで2階に上がっていただき、エレベーターホールを出て右に曲がってまっすぐ進んでいただきますと、こもれびの郷 1 丁目の小さな玄関があります。ここが、主な生活の場所になります。
- ・ こもれびの郷 1 丁目はショートステイの方だけの専用ユニットです。ユニットの中に、居間兼食堂、共有の冷蔵庫、車椅子対応トイレ、浴室、簡易台所があります。
- ・ 各室に専用トイレ、洗面台の他に、冷暖房エアコン、カーテン、照明設備、コールシステム、電動ベッド、衣類収納用のタンス(3段)があります。
- ・ 各居室にテレビを設置することも可能です。その際は電気使用料として1日あたり30円をご負担いただきます。
- ・ 携帯電話の使用は可能です。
- ・ 他に必要な品々がありましたら、お持ちください。
- ・ 各居室からベランダには自由に出入りができます。
- ・ 屋上にはエレベーターで上がれます。

1階



2階ショートステイ
専用ユニット



屋上



○共同生活室



○浴室



○居室



○施設外観



ご利用までのながれ

施設見学ご希望の際は、事前にご連絡下さい。

・お申し込み方法

- ① 介護保険で、要支援 1～2、要介護 1～5 の認定を受けた方はどなたでもお申し込みいただけます。
- ② 2ヶ月前の月初めにご予約を承ります。ご担当の介護支援専門員(ケアマネージャー)を通じてお申し込みください。専用の用紙【ショートステイ予約申込書兼回答書】があります。ケアマネージャーを通してご返事を差し上げます。ご予約が決定した後の日程変更や、延長・短縮等の際も、ケアマネージャーを通じてご連絡ください。

・受付から契約まで

① <初めてご利用される場合>

ご利用前に、契約手続きと面談(お体の状態の確認)が必要になります。

職員訪問の場合・・・日程調整のお電話をさせていただきます。担当の相談員がご自宅にうかがわせて頂き、施設概要等をご説明させていただきます。

ご来園の場合・・・担当の相談員が面談させていただき、ご利用者の身体状況等を聞かせていただきます。施設内をご案内いたします

② <2回目以降ご利用の場合>

申し込み方法は初回と同様、担当の介護支援専門員(ケアマネージャー)を通じてお申し込みください。期間の延長、変更も同様です。前回ご利用時と比べて、体調・精神面・薬などに変わりがないかお知らせください。

・入退居の時間

① <施設の車で送迎する場合>

日曜・元旦の施設送迎はありません

送迎の範囲 府中市内・多摩市内

送迎の時間 お迎え 9:00～11:00

お送り 14:00～17:00

※ 送迎車とスタッフに限りがありますので時間の指定は承っておりません。ご了承ください。ご利用日が近づきましたら送迎時間をお知らせいたします。

② <ご家族が送迎をされる場合>

ご家族様送迎での日曜・元旦の入退居はできません

直接ユニットまでお願いします。

入居の時間 : 9:00～15:00

退居の時間 : 9:00～19:00

※18:00以降のお帰りは夕食を召しあがって頂くこともできます。事前にお申し出ください

・面会

面会時間は8:00～20:00です。玄関は常に施錠されています。ご入館いただく際は、正面玄関前のチャイムを押してください。職員がお名前をお尋ねします。ご利用者様のお名前を確認のうえ開錠させていただきます。ご入館後は、入り口にある面会簿をご記入ください。

事前準備



①衣類

他のご利用者の物と区別するために、装った際に目立たない所に、マジック等でしっかりと名前(フルネーム)をご記入ください。

靴下、ショール等、マジック等で直接書けない衣類には、白い布を縫い付けるなどお手数ですが、お願いいたします。

②靴

ホーム内は、履きなれた内履き、リハビリシューズ等、足が疲れない物をご準備ください。スリッパなど脱げやすい物をご遠慮ください。

ご利用時の外履きは、ビニール袋等に入れ、お部屋までお持ちいただきます。

③口腔ケア用品・ひげそり

歯ブラシ、義歯洗浄剤、うがいコップ等ご用意ください。髭剃りの援助が必要な方は、電気髭剃りをご準備ください。介護職員によるカミソリの使用は禁じられています。

④薬

服用の時間ごとに仕分けし、薬袋に飲む日付とお名前を記入してください。

軟膏、点眼薬、湿布などもお名前を記入し、ご利用中に必要な分をご持参ください。

※ガーゼ、包帯、絆創膏、消毒液など、処置に必要な物品をご持参ください。

⑤薬の説明書・医療情報提供書

薬局でもらう「薬の説明書」、あるいは「お薬手帳」をご持参ください。

直近まで入院していらした方は、病院からの「医療情報に関する書類」をご持参ください。

⑥その他の関係書類

介護保険証、医療保険証、介護保険負担限度額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、身体障害者手帳、被爆者手帳等々。コピーをご持参ください。

※更新等ありましたら、再度コピーをご持参ください。



⑦テレビ・電話

共同生活室および各居室にテレビが設置されています。居室のテレビをご使用の場合は、1日¥30の電気代をご負担いただきます。

※居室によってはイヤホンの使用をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

外部からの電話の取次ぎは致しますが、居室内で携帯電話をご利用いただくことも可能です。

⑧家具類

衣類等を収納する小さなキャビネットが各居室にあります。その他、小さな物なら持込が可能です。肌身から離したくない思い出の品などあればお持ちください。

⑨寝具

電動ベッド、寝具類は備え付けられていますが、愛用品を好まれる方はお持ちください。ベッドを使用しない場合は撤去いたします。

ご利用中の暮らし



① 食事

共有スペースで、自由にお摂りいただきます。パン、マーガリン、ふりかけ、香の物、果物などの持ち込みも自由です。※お名前を書いて、共有の冷蔵庫で保管できます。

〈食事提供時間〉 朝食 8:00～10:00 昼食 12:00～14:00 おやつ 15:00 頃 夕食 18:00～20:00

- * ご家族等と各居室で食事を共にされることも可能です。人数により場所を別にご用意することもできますので、その際は事前にご連絡ください。
- * 食事の持込などで、入居者の食事が不要となる場合は、前日の午前 10 時までにお申しで頂きますと、食事代のご負担がなくなります。デリバリーや外食時も同様です。

② お飲み物

ジュース、牛乳、ビール、お酒等々。ご持参いただいた物は、名前を書いて共有の冷蔵庫で保管いたします。ご要望時に提供させていただきます。

③ 入浴

週2回を原則としております。体調の悪いときなどは清拭に変更させていただく場合がございます。より多く入浴を希望される場合は、ご利用状況等によりますのでご相談ください。

④ 洗濯

水洗い可能な衣類は洗濯します。それ以外の衣類は、ご自宅での対応をお願いします。

⑤ 喫煙

定められた喫煙場所をお願いいたします。ライターは職員管理とさせていただきます。

⑥ 外出

ご家族、ご友人などの付き添いを原則と致します。届出書のご記入をお願いいたします。

⑦ 金銭管理

ご利用中特に現金をお持ちいただく必要はありません。自動販売機での飲み物の購入なども、立て替え払いとし利用料とともに引き落としさせていただきますことが可能です。どうしても現金を持参されたい場合は、ご自身の管理の範疇で少額のみご持参ください。その他通帳などの貴重品はご持参いただかないようお願いいたします。

⑧ 健康管理

ショートステイのご利用はご体調が安定しておられることが前提となります。

ご体調が不安定なときのご利用は中止していただくようお願いいたします。

またショートステイご利用の皆さまの主治医は“かかりつけ医師”ですので、施設配置医師は基本的に診察いたしません。ご利用中に体調不良となられた場合は、ご家族にご相談のうえかかりつけ医を受診いただく等の対応をお願いいたします。

- * ご利用中に受診を希望される場合は、ご家族の送迎・付き添いをお願いいたします。

苦情窓口…第三者委員制度を設けて対応いたしております。

受付時間 9:00～17:00 事務室 042-360-8655 ※詳しくはお問い合わせください。

ホームでの暮らしにおける危険についてご理解ください

①転倒・転落

ホーム内の床はご自宅より硬く、広い空間の中、安全につかまれる場所も限られています。歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落の危険が多くあります。居室内はプライバシーが守られる反面、職員からは死角となりますことをご理解ください。

②職員体制

国の基準では、日中は、各ユニットに常時1人以上の介護職員が勤務していること、夜間帯においては、2つのユニットに1人以上の介護職員が勤務していることとなっています。入居者お1人おひとりを常時見守ることは困難なことをご理解ください。

③身体拘束撤廃への取り組み

ホームでは、厚生労働省の「身体拘束ゼロの手引き」に従い、取り組みを行っています。ベッドを柵で囲む、Y字型抑制帯で車椅子からの立ち上がりを制限するといった職員の身体拘束を禁止しています。認知症に伴う症状により、ご本人や他の入居者さまに事故が発生する可能性の高いとき等はそのつど相談させていただきます。

④高齢者の体質

一般的に、高齢者の骨はもろく、些細な出来事でも骨折する恐れがあります。皮膚は薄く、血管も切れやすいため、着替えなどの日常生活における活動で皮下出血や皮膚剥離が生じやすい状態にあることをご理解ください。

⑤誤嚥・窒息

入居者の希望に合わせた食事形態で提供させていただきますが、水分や食物を飲み込む力の低下により、誤嚥・窒息の危険が高いことをご理解ください。

⑥感染症について

できる範囲の予防対策を講じていますが、職員をはじめとし、ホームへの人の出入りは非常に多く、ご自宅と比較しても感染症の発生する可能性はより高いことをご理解ください。

※これらの内容は一部であり、身体状況、精神状態あるいは認知症等の症状及び薬の影響等により、ホーム内ではさまざまな危険が起こることが考えられます。施設としてできる限りの危険回避の対策はとらせていただきますが、これらのことは自宅でも起こりうる事ですので、十分にご留意いただき、ご理解をお願いいたします。



入居者の権利擁護指針

(目的)

第1条 本指針は、「わたしの家 府中」(以下「施設」という。)で生活する入居者の個人としての尊厳が守られ、施設の職員が個々の入居者の特性やニーズに即した生活を支え、もって入居者の権利擁護が推進されることを目的として策定する。

(個人の尊厳)

第2条 入居者は、判断能力の可否による差別を受けたり、同意に基づかない行為を強要されたり、暴力や侮蔑的言動を受けたりすることなく、一人の人格を有する人間として生活する権利を有する。

(プライバシーの保護)

第3条 入居者は、事前の具体的同意なくして個人のプライバシーを開示されたり、プライバシーの開示について同意することを強制されたりせず、別途定める「個人情報保護指針」に基づいて、自分自身に関する情報を請求する権利を有する。

(自己決定権の尊重)

第4条 入居者は、常に生活に付随する適切な情報を受け、職員の適切な支援のもとに、自ら望むことを自由に決定する権利を有する。また、施設からの提案を拒否しても何ら不利益を受けないことが保障されている。

(個人の財産権)

第5条 入居者は、自ら保有する財産につき、本人の同意なくして、職員による利用制限または利用者の家族その他の利害関係人による管理処分を受けない権利を有する。

(入居者の参加権)

第6条 入居者は、常に主体として尊重され、施設内での行事もしくは地域における活動の計画および実行に関して、自由に参加し、自由に意見を述べる権利を有する。

(施設の配慮義務)

第7条 施設は、入居者の生命・身体・財産の安全に配慮し、入居者の人格・プライバシー・財産権が保障されるよう、常に適切な支援のあり方を工夫しなければならない。

(施設の説明義務)

第8条 施設は、入居者が自由に意見や苦情を申し出ることができるよう、常にコミュニケーション関係を維持するとともに、別途定める「苦情対応細則」を遵守し、入居者の声に対して適切な説明を行わなければならない。

(職員の姿勢)

第9条 施設職員は、常に入居者の人格を尊重し、入居者が主体的な生活を営むことを適切に支援できるよう、専門性と倫理性を高める努力を怠らず、良質かつ適切な個別的支援を行うものとする。

2 職員は、職員あるいは入居者の家族等が、入居者の財産を不当に処分し、あるいは入居者から不当に財産上の利益を得ていると思われるときは、関係法令等に従い、速やかに区市町村等に通報しなければならない。

(施設の姿勢)

第10条 施設は、専門性を活かした情報提供、サービスの質の向上、コミュニケーション手段の確保につき、常に工夫するものとし、地域の関係機関との連携に努め、開かれた施設運営を行うことをもって、入居者の権利擁護体制を充実させる社会的責務があることを確認する。

ご相談・お問い合わせ先

- 社会福祉法人太陽会
特別養護老人ホーム・介護老人福祉施設

「わたしの家 府中」

〒183-0026 東京都府中市南町六丁目60番地3

TEL 042-360-8655 【9:00~17:00】

FAX 042-360-8680

- 交通案内

徒歩 京王線 中河原駅 徒歩 18分

バス 府中駅・分倍河原駅・中河原駅

「ちゅうバス」南町・四谷循環 郷土の森西 バス停 徒歩 1分

分倍河原駅 「京王バス」分 52<南町2経由>

浄水場東 バス停 徒歩5分

